

青森市障がい者差別解消調整委員会の役割について

1 設置根拠

青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例第 12 条

2 役割

(その 1) 障がいを理由とする差別事案の解決を図るため、障がいを理由とする差別についての申立てに対し、助言又はあっせんを行うことの適否を判断し市長に対し答申する。(条例第 10 条、第 12 条第 1 項)

(その 2) 障害者差別解消法第 17 条に規定する障害者差別解消支援地域協議会の事務を行う。(条例第 12 条第 2 項)

※障害者差別解消支援地域協議会の事務とは。

- ① 障がいを理由とする差別に関する相談事案の情報共有
- ② 障がい者差別の解消の推進に資する取組の共有・分析
- ③ 障がい者差別の解消に向けた取組の周知や発信などについての協議 など

【参 考】

青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例（抜粋）

(助言又はあっせん)

第十条 市長は、前条第一項の申立てがあつた場合には、青森市障がい者差別解消調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について諮問するものとする。

2 青森市障がい者差別解消調整委員会は、前項の助言又はあっせんを行うことの適否を判断するために必要があると認めるときは、当該申立てに係る事案の関係者に対し、その出席を求めて意見を聴くことができる。

(設置等)

第十二条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、青森市障がい者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

2 調整委員会は、前項に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十七条第一項に規定する障害者差別解消支援地域協議会の事務を行うものとする。